

## 一宮研伸大学看護学部GPA等の運用に関する規程

### (趣旨)

第1条 一宮研伸大学看護学部（以下「本学」という。）履修規程第10条（以下「規程第10条」という。）及び本学履修規程細則（以下「履修規程細則」という。）に基づき、Grade Point（以下「GP」という。）及びGrade Point Average（以下「GPA」という。）の運用に関し必要な事項はこの規程の定めるところによる。

### (目的)

第2条 GP及びGPAを用いることにより、学修成果を確認する指標のひとつとして使用する。

### (GPの付与方法)

第3条 GPの付与については、規程第10条第4項及び履修規程細則に基づき、付与をする。

### (GPAの算出方法)

第4条 規程第10条第4項及び履修規程細則に基づき、付与するGPに基づき、GPAを算出する場合の算出方法については、以下のとおりとする。

$$GPA = \frac{\text{（当該学期の履修登録した必修科目のGP} \times \text{当該科目の単位数）の合計}}{\text{当該学期の履修登録した必修科目の総単位数（不合格の単位数を含む）}}$$

### (GPAの算出の種類)

第5条 前条に規定するGPAの算出の種類は、次の各号に定める内容とする。

#### 一 各学期GPA

(1) 各学期に履修した対象科目をもとに算出する。

#### 二 年度GPA

(1) 履修年度別に履修した対象科目をもとに算出する。

#### 三 累積GPA

(1) 入学後から現学期までに履修した対象科目をもとに算出する。

### (GPAによる学修状況の目安)

第6条 GPAによる学修状況の目安については、次の各号に定める内容とする。

#### 一 GPAの値が「4.00」から「3.00」までの者

(1) AA評価又はA評価を平均的に習得しており、順調に学修している。

#### 二 GPAの値が「2.99」から「2.00」までの者

(1) A評価又はB評価を平均的に習得しており、比較的順調に学修している。

#### 三 GPAの値が「1.99」から「1.00」までの者

(1) B評価又はC評価を平均的に習得しており、今後、不合格が増える可能性があり、危機的状況にある。

#### 四 GPAの値が「0.99」以下の者

(1) 不合格の割合が多く、学修面で問題を抱えている。

### (GPAの通知)

第7条 本規程による算出するG P Aは、学修への動機付け及び学修意欲の向上に結び付けるため、次の各号に掲げる者に通知する。

- 一 学生本人
- 二 連帯保証人
- 三 アドバイザー教員

**(G P Aの活用)**

第8条 本規程により算出するG P Aは、次の各号に掲げる内容に活用する。

- 一 学生が履修計画を立てる際の参考とする。
- 二 学生の学修到達度を把握する。
- 三 教育の評価・検討の資料とする。
- 四 特待生・表彰者等を推薦する際の資料とする。
- 五 各奨学金等の推薦又は適格認定に関する資料とする。
- 六 学生指導又は教育指導に関する資料とする。
- 七 成績不振者の支援に関する資料とする。

**(G P Aを用いた学生対応)**

第9条 前条第1項第七号に規定する資料を用いて、成績不振者への継続的対応として、次の各号に定める内容とする。

- 一 各学期G P Aが1.5未満の者
  - (1) アドバイザー教員が、学生に指導を行い、連帯保証人に書面で連絡する。
- 二 各学期G P Aが1.5未満を2学期連続した者、又は在学年数で卒業不可となった者。  
但し、連続しない場合ではこの限りではない。
  - (1) アドバイザー教員が学生に指導を行い、必要に応じ連帯保証人と面談を行う。
- 三 各学期G P Aが1.5未満を3学期連続の者
  - (1) アドバイザー教員及び教務学生部長が、学習への意欲、学習のあり方を含め、進路継続・退学等の意向について、学生と話し合いを行う。また、アドバイザー教員及び教務学生部長が、連帯保証人と面談を行う。
- 四 各学期G P Aが1.5未満を4学期連続の者
  - (1) 教育委員会及び教授会の議を経て、学部長が、学生に学習への意欲、学習のあり方を含め、進路継続・退学等の意向について、学生と話し合いを行う。また、学部長が、連帯保証人と面談を行う。

**(庶務)**

第10条 G P Aの運用に関する庶務は、学務課が行う。

**(その他)**

第11条 この規程に定めるほか、必要な事項については教授会の議を経て、別に定める。

**(改廃)**

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成31年3月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。